

## 株式会社あさひ イベント規約

本規約は、株式会社あさひ（以下、「当社」といいます。）が実施するイベント及びこれに関連するサービス（以下、これらを併せて「本サービス」といいます。）について定めたものです。

### 第1章 定義

#### 第1条（定義）

本規約において使用する以下の用語の定義は、以下のとおりとします。

① 本イベント	当社が実施するイベント
② 本サイト	当社がイベントについて告知宣伝するインターネットサイト
③ 参加申込システム	当社が本サイトを通じて提供するイベントに参加申込ができるサービス
④ 参加者	本イベントの参加者のこと（本サイトの利用者及び本イベントの参加希望者を含む。）。
⑤ 出展	本イベントにおいて、物品販売若しくは飲食等の店舗を出すこと又は販売促進等の目的で商品を展示すること。
⑥ 出展者	本イベントの出展者のこと（出展を希望する者を含む。）。
⑦ 申込手続	参加者又は出展者が、本イベントに参加又は出展するために行う当社指定の手続
⑧ 参加契約	本イベントに参加し、本サービスの提供を受けるための契約
⑨ 出展契約	本イベントに出展するための契約
⑩ 申込情報	参加者又は出展者が、申込手続において当社に提供した情報（参加者又は出展者の個人情報、参加者が参加申込システムに登録したID及びパスワード、その他これに準じる含むがこれらに限られない。）
⑪ 個人情報	生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
⑫ ID	参加申込システムを使用して参加申込手続を行う際に、参加希望者ごとに割当てられるナンバー
⑬ 反社会的勢力	以下の条件に該当しない者「現在、将来及び過去5年間に渡って、自

	らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等若しくはこれらに準じる者又はそれらの構成員ではないこと。』
⑭ 知的財産権	発明、考案、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報
⑮ 知的財産権を受ける権利	知的財産権を出願し、登録を受けることができる権利
⑯ 肖像権	自己の肖像（写真、絵画及び彫刻等）をみだりに他人に撮られたり使用されたりしない権利。
⑰ 匿名加工情報	個人情報及びこれに準じるデータ等を、個人を特定できない形の統計的な情報に加工した情報
⑱ 小間（こま）	当社が出展者に貸し出す仕切られた空間

## 第2章 本イベントの参加者及び出展者のいずれにも適用される条項

### 第2条（一般条項）

本章の規定は、本イベントの参加者及び出展者のいずれにも適用され、参加者及び出展者は、本規定に同意したうえで本イベントに参加及び出展するものとします。

### 第3条（本イベントにおける遵守事項）

本イベント開催中、参加者及び出展者は、以下の事項を遵守しなければなりません。

- ① 当社より本イベントに関する重要事項及びその他注意事項の説明を受け、これを遵守すること。
- ② 本イベントに関連する一切の法令等を遵守すること。

### 第4条（本イベントの申込手続）

参加者又は出展者は、当社が指定する所定の方法に従って申込手続を行うものとします。

2. 参加契約又は出展契約は、参加者又は出展者の申込に対し、当社が以下の対応をしたときに成立するものとします。

① 参加又は出展が有料の場合	参加又は出展を承諾し、かつ料金を受領したとき。
② 参加又は出展が無料の場合	参加又は出展を承諾したとき。

3. 参加又は出展にあたり、免許又は資格等が必要な場合、当社は、出展者に対して証明書の提示又はその写しの提出を求めるものとします。
4. 当社は、参加者又は出展者が以下の各号の一に該当する場合、参加者又は出展者の承諾を得ることなく申込を拒絶し又は参加契約若しくは出展契約の取消等を行うことができるものとします。また、これにより参加者又は出展者に損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
  - ① 当社の定める所定の方法に従わずに申込手続を行った場合
  - ② 過去に当社が提供する本サービス及び本サービス以外のサービス等において、トラブルを起こしたことがある場合
  - ③ 他人が参加又は出展するために申込手続を行った場合
  - ④ 本人以外の情報（虚偽の情報）をもって申込手続を行う等、不正な手段をもって申込手続を行った場合
  - ⑤ 前各号に該当するおそれがあると当社が考える場合
  - ⑥ その他当社が不適切であると判断する行為
5. 参加者又は出展者は、前項各号の定めに反して行った出展申込により発生した損害について、一切の責任を負うものとします。

#### 第5条（料金）

- 前条第2項第1号に定める料金は、本イベントごとに当社が定めるものとし、特に定めがない限り、全額前払いとします。
2. 一度支払われた料金は、法令の定め又は当社が認める場合を除き、返金されません。なお、当社が返金する場合、返金方法は当社が指定するものとします。

#### 第6条（申込情報の管理）

- 参加者又は出展者は、自己の申込情報を善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。
2. 参加者又は出展者は、第三者に対して、自己の申込情報を利用させ、貸与し若しくは譲渡し、売買し又はこれらに準じる行為をしてはならないものとします。
  3. 参加者又は出展者の申込情報を使用して出展申込がされた場合、当社は参加者又は出展者本人が利用したものと扱うことができるものとします。
  4. 申込情報の不正利用によって、当社又は第三者に損害が生じた場合、参加者又は出展者は不正利用した者と連帯して、一切の責任を負うものとします。
  5. 申込情報が盗用され又は第三者に利用されていることが判明した場合、参加者又は出展者は直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

#### 第7条（参加契約又は出展契約締結の拒否及び取消等）

参加者又は出展者が以下の各号の事項に該当すると当社が判断する場合、当社は申込に応じないことができるものとし、また、本イベントの開催の前後を問わず、参加契約又は出展契約について、解除することができるものとします。なお、これにより参加者又は出展者が損害を被った場合でも、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

- ① 参加者又は出展者が、当社が指定した年齢その他の条件を満たしていない場合
- ② 本イベントへの参加又は出展希望者が、募集定員に達した場合
- ③ 参加者又は出展者が第1条第13号に定める反社会的勢力に該当する場合
- ④ 参加者又は出展者が他の参加者若しくは出展者若しくは第三者に迷惑を及ぼし又は本イベントの円滑な実施を妨げる場合
- ⑤ 参加者が体調不良、ケガ、必要な介助者の不在及びその他の事由により、本イベントに耐えられない場合
- ⑥ 参加者又は出展者が、当社に対し、合理的な範囲を超える負担を求めた場合
- ⑦ 前各号に準じる行為

#### 第8条（禁止事項）

参加者又は出展者は、本サービスの利用において、以下の各号に定める行為をしてはならないものとします。

- ① 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
- ② 当社又は第三者に対する犯罪行為、経済的損害を与える行為、迷惑行為、威嚇行為及び公序良俗に反する行為並びにこれらを助長する行為及びこれらに準じる行為
- ③ 当社又は第三者の知的財産権及び知的財産権を受ける権利を侵害する行為
- ④ 当社又は第三者の名誉若しくは信用を毀損し、又は不当に差別若しくは誹謗中傷する行為
- ⑤ 第三者へのなりすまし又は虚偽の情報を登録する行為
- ⑥ 当社スタッフ又は第三者に対し、待ち伏せ、後をつける、又はみだりに話しかける等の行為
- ⑦ 本イベントに以下のような危険物及び迷惑物等を持ち込む行為。ただし、出展者が調理、修理及び営業等のため、やむを得ず最低限のものを持ち込む場合は、当社に事前に届け出たうえで、防火及び安全にかかる法令を遵守することを条件に、当社の指示に従って使用することができるものとします。
  - I 可燃物（高熱を発するもの、爆発するもの及び火災を惹き起こすもの）
  - II 支燃物
  - III 毒物及び劇物
  - IV においや騒音を発するもの
  - V 法令等で持込を禁止されているもの

VI 前各号に該当するおそれがあると当社が考えるもの

VII その他前各号に準じるもの

- ⑧ 本イベントの目的外の行為（出展手続をしていない物品販売及び営業行為、金銭貸借、勧誘行為、政治活動並びに署名活動等の行為）
- ⑨ 本サービスの運営を妨げる行為、不正な目的をもって本サービスを利用する行為又は本サービスの趣旨若しくは目的に反する行為
- ⑩ その他当社が不適切であると判断する行為

2. 参加者又は出展者が前項各号の定めに違反した場合、当社は参加者又は出展者に事前に通知することなく、以下の各号に定める措置の全部又は一部を講じることができるものとし、それらの措置を講じたことによって参加者に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

- ① 本イベントへの参加又は出展の取消し
- ② 本サービスの登録を停止し若しくは取消し、又はその他当社が提供する一切のサービスについて登録を停止し、若しくは取消しをすること。
- ③ その他当社が適当と考える措置をすること。

3. 参加者が第1項各号の定めに違反したことにより当社に損害が生じた場合、参加者は、当社に対し、参加者が違反したことにより得た一切の利益を直ちに返還し、かつ直ちにすべての損害を賠償しなければならないものとします。

#### 第9条（催行最低人員）

本イベントについて、当社が催行最低人員を設けた場合、あらかじめ定めた人員数に達しなかったときは、当社は料金を返金して、本イベントを中止することができるものとします。

2. 前項の定めにより、参加者又は出展者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

#### 第10条（不可抗力による本イベントの中止及び変更等）

当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、天候不順及びその他の不可抗力によって、本イベントの安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ない事由がある場合、本イベント開始の前後を問わず、本イベントの中止又は変更等を行うことができるものとします。この場合、当社は、本イベント実施前に、参加者又は出展者に当社所定の方法によりあらかじめ通知するよう努めますが、緊急やむを得ない場合は、本イベント開始後に、中止し又は変更を行う場合があります。

2. 前項の定めにより、参加者又は出展者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第11条（ケガ、病気及び事故等）

参加者又は出展者が、本イベント開催中にケガ、病気又は事故等（以下、「事故等」といいます。）によって損害を被った場合であっても、当社は、一切の責任を負わないものとしします。

2. 参加者又は出展者が、本イベント開催中に自己の物（展示中の物を含む。）を盗難され若しくは紛失し又は破損した場合であっても、当社は、一切の責任を負わないものとしします。

#### 第12条（事故時の通報）

参加者又は出展者が、本イベント開催期間中に事故等にあつた場合、直ちに当社のスタッフまで連絡し、当社の指示に従うものとしします。

2. 前項の場合において、当社のスタッフに連絡が取れないやむを得ない事由がある場合、参加者又は出展者は、警察及び消防等に通報するものとしします。
3. 参加者又は出展者は、人命を第一にした行動を取らなければならないものとしします。

#### 第13条（本イベントに関する映像及び記事等）

参加者又は出展者は、本イベントに参加するにあたり、以下のことにあらかじめ承諾するものとしします。

- ① 当社又は当社が指定する業者が、写真を撮影し、映像を録画し、又は記事の作成等を行う場合があるが、これらに参加者又は出展者が写り込んだときであっても、参加者又は出展者は肖像権を主張できないこと。
  - ② 前号に定める写真、映像及び記事等（以下、「コンテンツ」といいます。）を、当社が参加者の許諾を受けることなく、無料で自由に使用（複製、頒布、貸与、公衆送信、上映及びその他これに準じる行為を含む。）できること。
2. 本イベントにおける一切のコンテンツの知的財産権及び知的財産権を受ける権利は当社又は当社が指定する業者に帰属するものとしします。

#### 第14条（参加者又は出展者の行為にかかる紛争）

参加者又は出展者が本サービスに関連して、他の参加者等又は第三者との間で紛争又はトラブルを起こした場合、当社は、一切の責任を負わないものとしします。この場合、当該参加者又は出展者は、自己の責任ですべて解決し、当社に一切の請求をしないものとしします。

2. 参加者又は出展者が本サービスに関連して、当社、他の参加者、出展者又は第三者に損害を与えた場合、当該参加者又は出展者は、当社の指示に従って、当社、他の参加者等又は第三者に対して一切の損害（利息、弁護士費用及び逸失利益を含む。）を直ちに賠償するものとしします。

#### 第15条（当社が負う損害賠償義務）

当社が参加者又は出展者に対し賠償責任を負う場合、当社は故意又は重過失がある場合に限ってその責任を負うものとします。また、この場合、参加者又は出展者に現実に生じた通常かつ直接の範囲の損害に限ってこれを賠償するものとし、予見の可能性の有無を問わず特別損害については責任を負わないものとします。

#### 第16条（権利義務の譲渡等の禁止）

参加者又は出展者は、本規約又は本サービスにより生じる権利義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、引受けさせ、又は担保の用に供してはならないものとします。

#### 第17条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項が、裁判所により、法令等に違反し無効又は矯正不可能と判断された場合であっても、残りの規定に影響を及ぼさないものとします。

#### 第18条（本サービス以外の告知等）

参加者又は出展者は、当社から本イベント、本サービス又は本サービス以外のキャンペーン告知若しくは広告宣伝等のために、電話、メール、郵便又はその他の方法により、連絡する必要があることをあらかじめ承諾します。

#### 第19条（個人情報及び匿名加工情報の取扱い）

当社は以下に定める情報について、当社が別に定める「プライバシーポリシー（個人情報等の取扱いに関する方針）」（<https://www.cb-asahi.co.jp/privacy/>）に従い適切に取扱うものとし、参加者は当社がこの定めに従って以下に定める情報を取扱うことについてあらかじめ同意するものとします。

- ① 第1条第11号に定める個人情報
- ② 第1条第17号に定める匿名加工情報
- ③ 前各号に準じる情報

#### 第20条（レンタル規約の準用）

参加者又は出展者が本イベントにおいて、当社より物品をレンタルする場合は、別途当社が定めるレンタル規約に従うものとします。

#### 第21条（本サービス内容の変更、停止及び終了等）

当社は、事前に通知することなく、いつでも特定若しくはすべての参加者又は出展者に対して、本サービスの内容を変更し、提供を停止し又は終了することができるものと

します。

2. 前項の場合において、参加者に損害が生じた場合であっても、当社は、一切の責任を負わないものとします。

#### 第22条（本規約の改定）

当社は、参加者又は出展者に事前に通知することなく、いつでも本規約を改定することができるものとします。

2. 改定後の本規約は、参加者又は出展者が改定後に本サービスの利用を開始した時又は利用規約に同意する旨の意思表示があった時のいずれか早い時に、参加者又は出展者が改定後の本規約に同意したものとみなします。ただし、当社が別途、改定後の本規約の発行日を設定した場合は、設定日より効力を生じるものとします。

#### 第23条（準拠法）

本規約は日本法に基づき解釈されるものとします。

#### 第24条（合意管轄）

当社と参加者との間に、本規約に関連する訴訟が生じた場合は、訴額に応じて大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

### 第3章 参加者に適用される規定

#### 第25条（参加者に関する規定）

本章の規定は、本イベントの参加者に適用され、参加者は、本規定に同意したうえで、本イベントに参加し及び本サービスを利用するものとします。

2. 本イベントへの参加並びに本サービス及び本サイトの利用は、参加者の自由意思によるものとし、これらに対する責任は、参加者にあるものとします。

#### 第26条（参加申込システムによる参加申込手続）

参加者は、参加申込システムを利用して申込手続をする場合、以下のことをあらかじめ承諾するものとします。

- ① 参加申込システムを利用するにあたり参加者が使用するネットワーク、コンピュータ及びソフトウェア等の利用環境は、参加者自身の負担で用意又は整備すること。
- ② 参加申込システムの利用によって、参加者の利用環境及び利用環境に生じた損害が生じた場合、当社を一切の賠償責任から免責すること。
- ③ 参加申込システムが、すべての情報端末に対応していることを保証するものでは



ないこと。

- ④ 参加申込システムの利用に供する情報端末のオペレーティングシステムのバージョンアップ等に伴い、参加申込システムの動作に不具合が生じる可能性があり、これにより損害が生じた場合であっても、参加者は、当社を一切の賠償責任から免責すること。
- ⑤ 前号に定める不具合が生じた場合であっても、当社はプログラムの修正等を行う義務はないこと。
- ⑥ 当社がプログラムの修正等を行った場合であっても、すべての不具合が解消されることを保証するものではないこと。

2. 参加者は、参加申込システムを利用するにあたり、第8条に定める事項のほか、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 一人の参加者が複数のIDを取得する行為
- ② 本サイトに以下のような不正アクセス等をする行為
  - I 当社が提供するインターフェース以外の方法で、本サービスにアクセスを試みる等の不正アクセス行為又はこれを助長する行為
  - II 当社又は第三者のサーバ及びコンピュータ等に過度の負担をかける行為並びに当社又は第三者にコンピュータウィルス等の有害なプログラムを送信、流布又は誘発する行為
  - III 本サイトに関するプログラムをリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルをして解析等をする行為
  - IV 本サイトの誤作動を生じさせる行為若しくは当該誤作動を利用して誘引する行為、又は意図しない効果を及ぼす外部ツールを作成する行為若しくは当該ツールを頒布する行為

3. 参加者が前項に定める行為を行った場合の措置は、第8条第2項及び第3項を準用します。

## 第27条（制限行為能力者）

未成年者、被保佐人及び被補助人が本サービスを利用する場合、利用のたびに法定代理人、保佐人、補助人及びその他同意権のある者の同意を得たうえで、本サービスを利用するものとします。

- 2. 成年被後見人が本サービスを利用する場合、後見人が成年被後見人に代わって、本サービスを利用するものとします。
- 3. 前二項に定める利用があった場合、当社は、それぞれの利用が、適切に行われたものとみなすことができるものとします。
- 4. 第1項及び第2項の定め反して、未成年者、被後見人、被保佐人及び被補助人が本サービスを利用したと当社が判断する場合、当社は参加者に事前に通知することなく、

直ちに、本サービスの登録の取消及びその他当社が適切と考える措置を講じることができるとします。

5. 第1項の規定にかかわらず、満15才未満の者が本イベントに参加する場合、保護者同伴のうえ参加するものとします。

#### 第28条（誓約事項）

参加者は、本イベントに参加するにあたり、自己の健康状態等について以下のことを誓約するものとし、当社が請求した場合、重ねて誓約書を提出するものとします。

- ① 自己の健康状態は良好であり、本イベントに参加しても、何らの問題が生じるおそれがないこと。
  - ② 定期的に、医師の健康診断等を受けていること。
  - ③ 特異体質や既往症がある場合は、事前に医師に参加の許可を得たうえで、当社にあらかじめ届出て、参加の承諾を得ること。
  - ④ 当社からの要請があった場合、速やかに健康診断書等の証憑を提出すること。
  - ⑤ 本イベント開催中に体調に異常を感じた場合、直ちに自ら参加を中止すること。
  - ⑥ 参加者が大会中に事故に遭遇したり、負傷したり又は発病した場合は、医師、主催者又はその他関係者が参加者に対して応急処置を施すことがあることを承諾すること、かつその応急処置の方法と結果に対しては異議を申し立てないこと。
  - ⑦ 本イベント期間中及び参加準備の期間中に、発病する又は負傷する等により、後遺症の発生した場合若しくは死亡した場合であっても、当社を免責するものとし、一切賠償請求を行わないこと。
  - ⑧ 当社が、参加者について本イベントへの参加を続行するが困難であると判断した場合、参加中止を受け入れること。
2. 参加者は、家族、親族又は保護者が、本イベントの内容を理解し、参加者が本イベントに参加することを了承していることを誓約するものとします。

#### 第29条（参加者が加入する損害保険）

事故等に備え、当社が参加者に対し、参加者が自己の負担をもって加入できる損害保険を準備する場合、参加者はこれに加入するよう努めるものとします。

2. 参加者が前項に定める保険会社（以下、「引受保険会社」といいます。）に補償を求める場合、参加者は引受保険会社が定める保険約款及びその他の規定に従うものとし、いかなる事故等においても、補償範囲及び記載限度額以上の補償を求めないものとします。
3. 参加者が当社又は第三者に対して損害賠償の責めを負う場合に、当該損害保険を適用しても損害賠償額のすべてを賠償することができないときは、参加者は自己の出損をもって、これを直ちに賠償しなければならないものとします。
4. 参加者が当該損害保険の補償を求める場合、参加者自らがすべての手続を行うものと

します（当社は一切対応できません。）。

#### 第30条（当社が加入する損害保険）

事故等に備え、当社が損害保険に加入する場合、前条第2項及び第3項の規定を準用します。

2. 前項の場合において、参加者が当該損害保険の補償を求める場合、原則として参加者自らがすべての手続を行うものとします。ただし、損害保険加入者である当社が手続きしなければならないものを除きます。

### 第4章 出展者に適用される規定

#### 第31条（出展者に関する規定）

本章に定める規定は、出展者が、遵守すべき事項について定めたもので、出展者は本規定を遵守するものとします。

2. 出展は、出展者の自由意思によるものとし、出展に関する責任は、出展者にあるものとします。

#### 第32条（制限行為能力者）

未成年者及びその他の制限行為能力者は、単独で出展することができません。

#### 第33条（損害保険）

出展者は事故等に備え、自己の負担をもって、出展に関して第三者に負うべき責任を填補するための損害保険に加入するものとし、当社の求めに応じて、保険証券の写しを提出するものとします。

#### 第34条（小間等）

小間及び展示スペース（以下、「小間等」といいます。）は、当社が決定するものとし、出展者は、これに異議を述べることはできないものとします。

2. 当社が認めた場合を除き、出展者間で小間等の全部又は一部を譲渡、交換及び貸与等を行うことはできないものとします。
3. 他社のキャンセル等があった場合、当社は小間等の全体レイアウトを変更することができるものとします。
4. 出展者が営業できる範囲は、当社から割り当てられた小間等に限られ、これ以外の場所で、販売、展示、宣伝及びその他の営業行為を行うことはできないものとします。

### 第35条（出展物の搬出入）

出展者は、出展物の搬出入、設置及び展示について、当社の指示に従うものとします。また、出展者が宅配業者を利用する場合も同様とします。なお、当社が特に認める場合を除き、当社が荷物の代理受取及び一時預かり等を行うことはできません。

### 第36条（出展が禁止されているもの）

出展者は、以下のものを出展することができないものとします。

- ① 事前に届出のないもの
- ② 他社の知的財産権を侵害するもの
- ③ その他当社が不適切であると判断するもの

### 第37条（清掃及び残置物）

出展者は、本イベント期間中、小間等を整理整頓して利用するものとします。

2. 本イベント終了時、出展者は、残置物のないよう清掃して退去するものとします。なお、残置物がある場合、当社は出展者に確認せずに廃棄できるものとします。また、ゴミが発生する場合、出展者が各自持ち帰るか、廃棄処理業者に処理を依頼するものとします。
3. 出展者の残置物があり、当社が代わって処分した場合、出展者は当社に対し、当社が請求する処分費用を直ちに支払わなければならないものとします。

### 第38条（出展者が取得した個人情報）

出展者は、出展者が出展を通じて取得した参加者又は第三者の個人情報について、個人情報保護法及びその他一切の法令に従った厳格に管理するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第39条（営業行為）

出展者間又は出展者と参加者間における商談及び契約について、当社は一切の責任を負わないものとします。

### <附則>

1. 本規約は2020年6月21日より、実施します。
2. 本規約は2021年6月29日より、改定実施します。

以 上